

医療情報取得加算に関する掲示

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

2024 年 12 月 1 日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり医療情報取得加算を算定いたします。

マイナ保険証によるご利用・ご協力をお願い致します。

初診時	—	1 点	※マイナ保険証の有無にかかわらず
再診時	3ヶ月に1回	1 点	